

●仙台空港特定運営事業等実施方針について

国土交通大臣は、仙台空港において民間による運営等を実施するため、先般実施したマーケットサウンディングにおいて得られた民間事業者からの提案内容等を参考にしつつ、仙台空港特定運営事業等実施方針を定める(PFI法第5条第1項、民活空港運営法第5条第2項)。

本事業の概要

○ 目的

民間の資金・経営能力の活用による空港の一体的かつ機動的な経営を実現し、内外交流人口拡大等による東北地方の活性化を図る

○ 事業期間

最長65年間 (当初30年+オプション延長30年以内、不可抗力等による延長)

○ 事業方式

- ・国は、公募により運営権者を選定
- ・運営権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCとし、滑走路等の運営(着陸料の收受等)とターミナルビル等の運営を一体的に実施
- ・運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等の運営を実施、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施
- ・国は、運営権者から、運営権対価を收受

○ 料金設定及び費用の負担

運営権者は、着陸料等、旅客取扱施設利用料その他の収入を設定・收受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担【独立採算型PFI事業】

○ 本事業の範囲

※ 国は着陸料等の料金施策に係る提案を積極的に評価する予定

- ・空港運営等事業 (滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・收受等)
- ・空港航空保安施設運営等事業 (航空灯火等の維持管理・運営等)
- ・環境対策事業 (緑地帯その他の緩衝地帯の造成・管理等)
- ・ビル・駐車場事業 (旅客・貨物ビル施設事業、駐車場施設事業)
- ・その他 (応募者による提案業務(地域共生事業、空港利用促進事業)等)

運営権者の募集・選定

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る

○ 宮城県によるビル株式売却先確認手続(H26.7~12)

県が定める一定条件を満たす応募企業又は代表企業を3者以上選定

○ 国による優先交渉権者選定手続(H26.12~H27.8)

- ・宮城県による確認手続を経ていること等、応募者が一定の参加資格要件(*)を満たしているかを確認の上、優先交渉権者を選定 (*その他、航空会社による出資比率規制等を設ける)
- ・評価の客観性を担保するため、有識者等から構成される審査委員会を設置 (国及び宮城県の代表各1名を含む数名を選任予定)
- ・地域活性化等の実現に資する者を総合的に判断のうえ優先交渉権者を選定 (運営権対価は0円を上回るものとして提案を受け)
- ・優先交渉権者が設立したSPCと実施契約を締結、所要の引継ぎを実施

⇒ 上記の各手続を経た上で、平成27年度中の運営委託開始を目指す